

6. 職員の服務および分限、懲戒処分状況

職員の服務は、法令その他特別の定めがあるもののほか「白糠町職員服務規程」により定められています。

町職員は、さまざまな義務が課せられていますが、その義務を果たせない場合は、次の処分となります。

○分限処分／勤務成績が良くない場合や心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合、公務能率の維持を図るため、降任や免職、休職となります。

○懲戒処分／法令違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者として、ふさわしくない行為があった場合、戒告や減給、停職または免職となります。

※令和6年度は、懲戒処分(減給)1人、服務義務違反1件でした。

7. 職員研修状況

職員の能力向上を図るため、研修を実施しています。

研 修 名	実施主体	人数
新規採用職員基礎研修	釧路町村会	13人
初級職員研修		7人
中級職員研修		10人
釧路地区法務基礎研修		5人
釧路地区法務実務入門研修	北海道町村会	4人
政策形成研修(まちづくり研修)	釧路市	2人
管理能力研修	北海道市町村職員研修センター	4人
指導能力研修		4人
防災・減災対策研修		1人
法令実務(基礎)研修		1人
地方公務員法研修		2人
業務改善手法研修		2人
財務実務・資金管理研修		1人
コーチング研修		1人
自治体の契約事務研修		1人
税務事務(基礎)研修		1人
税務事務(応用)研修		1人
政策の最先端研修	市町村職員中央研修所	2人
ビジネスマナー研修	白糠町	14人
プレゼンテーション研修		21人
簡潔ワンペーパー研修		31人

8. 職員の福祉と利益保護

①共済組合等

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法により北海道市町村職員共済組合が、各種の給付などを実施しています。また、職員は(一財)北海道市町村職員福祉協会へ加入し、福利厚生の実施を図っています。

②災害補償

職員が公務中に災害を受けた場合は、地方公務員災害補償法に基づき、補償を受けることができます。 ※令和6年度は、公務災害1件が認定されました。

⑧退職手当状況(令和7年3月31日現在、単位：月)

区 分		支給率			
		勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額
町	自己都合	19.6695	28.0395	39.7575	47.709
	定年・勸奨	24.586875	33.27075	47.709	47.709
国	自己都合	19.6695	28.0395	39.7575	47.709
	定年・勸奨	24.586875	33.27075	47.709	47.709

※退職手当の支給率などは、本町が加入する(北海道市町村職員退職手当組合)の規定に基づくものです。

⑨諸手当状況(令和6年度普通会計決算)

区 分	支給対象	支給総額
扶養手当	配偶者や子などに他の生計の途がなく、職員が扶養している場合	11,498千円
住居手当	職員が住んでいる住居で家賃などの住居費を負担している場合	17,386千円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、その運賃を負担している場合または自家用車で通勤している場合(片道2km以上)	3,419千円
超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した場合 1人当たりの年間平均支給額 238千円	29,032千円

⑩特別職の給料・報酬(単位：円、月)

区 分		月 額			区 分		月 額		
給料	町 長	R6	843,000		報酬	議 長	R6	313,600	
		R7	843,000				R7	313,600	
	副町長	R6	700,000			副議長	R6	255,600	
		R7	700,000				R7	255,600	
	教育長	R6	632,000			委員長	R6	230,600	
		R7	632,000				R7	230,600	
		R6	632,000			議 員	R6	204,600	
		R7	632,000				R7	204,600	
	期末手当	支給月	6月	12月	計	支給月	6月	12月	計
		支給率	2.25	2.35	4.60	支給率	2.25	2.35	4.60

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件状況

①勤務時間

- ・月～金曜日の8時30分～17時00分
- ・休憩時間／12時00分～12時45分
- ・1週間の勤務時間／38時間45分
- ・週休日／土、日曜日

②休暇等

休暇には、年次休暇や病気休暇、特別休暇(出産や忌引き休暇など)、介護休暇があります。

5. 職員の休業に関する状況

職員には、地方公務員法等の法令および白糠町の条例、規則等に基づき次の休業が認められています。

- ・育児休業
- ・自己啓発等休業
- ・配偶者同行休業

※令和6年度は2人が育児休業を取得しました。

令和6年度 人事行政の運営等の状況をお知らせします

問合せ 総務課職員係 ☎ 2-2171 内線(213・215)

町職員の任免や勤務時間、勤務条件などを正しく知っていただくために、人事行政の運営状況を公表します。

1. 職員の任免および職員数

①新規採用および退職者の状況

区 分	事務職	技術職
採用者数	10人	5人
定年退職	3人	1人
勸奨退職	1人	—
普通退職	6人	3人
死亡退職	—	—

※令和6年度は、免職がありませんでした。

②部門別職員数の状況(4月1日現在、単位：人)

区 分		職 員 数		増減
		令和6年度	令和7年度	
一般行政部門	議 会	3	3	—
	総務企画	51	53	2
	税 務	10	9	△1
	民 生	20	19	△1
	衛 生	16	14	△2
	農林水産	17	15	△2
	商 工	4	3	△1
	土 木	12	13	1
特別行政部門	小 計	133	129	△4
	教 育	25	24	△1
公営企業等会計部門	水 道	6	6	—
	下 水 道	3	3	—
	そ の 他	10	10	—
	小 計	19	19	—
合計(A)		177	172	△5
住民基本台帳人口(B)		7,072	6,953	△119
職員一人当たり人口(B)/(A)		39.9	40.4	

※町長、副町長、教育長、会計年度任用職員を除く。

2. 職員の人事評価の状況

人事評価は任命権者ごとに実施しており、町長部局では「白糠町職員の人事評価の実施に関する規程」の定めるところにより評価を行っています。

3. 職員給与の状況

①人件費・職員給与費の状況(令和6年度普通会計決算)

普通会計歳出総額(A)	37,740,815千円
実質収支	384,151千円
普通会計人件費総額(B)	1,339,113千円
歳出総額に対する人件費割合(B)/(A)	3.55%

※職員のほか、議員や委員等に支給される報酬等を含む。